

いじめ防止対策推進計画



新潟市立小針小学校

(R2年度改訂版)

はじめに

いじめは、児童の心や身体を傷つけます。教育を受ける権利や、人間としての生きる権利を傷つけます。命が危険になることさえもあります。

小針小学校では、いじめの防止・いじめの早期発見・早期対応を、児童・教職員・学校関係者・保護者・地域が一丸となって取り組むべき重要な課題と受け止めています。

いじめをなくすため、まず日ごろから、教師が児童と積極的にかかわりよりよい関係を築くこと、児童一人一人の存在感を確かにする学級をつくることに努め、児童がいきいきとした学校生活を送れるようにしていきます。

また、いじめを含め、児童の様々な問題行動等への対応については、早期発見・早期対応を旨とした対応の充実を図り、関係機関との連携を図りつつ、問題を抱える児童一人一人に応じた指導・支援を、積極的に進めていきます。



いじめ

いじめ防止対策推進法によると

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

とあります。

つまり、いじめとは、児童が、他の児童を心理的、物理的に攻撃することで、いじめられている児童の心や体が傷ついたり、苦しんだりすることです。インターネットいじめも、いじめです。

（「みんな、このていどやられても平気だよ」は、言い訳になりません。その子が傷つけば、いじめです。）

（「ちょっといたずらしただけ」「わたしだけじゃない」「みんなでふざけただけ」ということは許されません。いじめです。）

みんなが「いじめをしない、させない」という気持ちをもって生活していくこ

いじめストップ



とができるなら、みんなが安心して生活でき、学校の中でも外でも、協力し合って、明るく生活していくことができるのです。

ですから、この法律の「第4条」では、「いじめを行ってははいけません」と明確に規定されています。

いじめ防止対策

学校生活の中での、児童同士のトラブルは、児童の成長過程の中で日常的なものと言えます。しかし、そうしたトラブルがいじめへと発展していくことのないように、未然防止を図ることが何よりも重要です。

小針小学校では、「いじめなどの問題が発生しにくい学校風土をつくること」（未然防止）に力を入れていきます。

I 道徳教育等の充実

道徳教育の目標は、「自己の生き方を考え、主体的な判断のもとに行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養う」とここにあります。いじめを未然に防いだり、仮に発生したときに自分たちで解決できる力を付けることは、道徳教育の目標そのものにつながっています。

小針小学校では、「あなたならどうするか」と真正面から問う、「考え、議論する道徳」への転換に努めます。

- 役割演技を通して、仲間はずれにする側の気持ち、される側の気持ちを考える授業
- 教室の風景を描いた絵を見て、どこに問題があるのかを考えさせる授業
- 問題場面において「何が問題だったのか」「自分ならどうするか」を問う授業
- 傍観者、いじめる側、いじめられる側のそれぞれの視点に立って考える授業

年
月
日（
）日直

「いじめはなぜいけないのか」を自分の事として考え、議論することを通して、いじめが「けんか」や「意見の対立」とは違うものであることを子どもたちにしっかり認識させ、「いじめられる側にも問題がある」という考え方を乗り越えられるようにしていきます。

Ⅱ 特別活動の充実

Ⅱ-1 学級活動

学級活動は、「学級生活の充実と向上を目指し、他者と協力したり、個人として努力したりしながら自主的、実践的に取り組むことにより、活動することの楽しさや成就感、達成感を得たり、自己有用感を高めたりすることにつながるもの」です。小針小学校では、「学級力アンケート」を年に3回実施します。児童が結果をもとに話し合い、自分たちの問題を自分たちで見出し、考え、実践し、いじめのない学級をつくるとともに、一人一人の存在感ある学級をつくっていきけるようにしていきます。



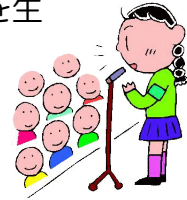
Ⅱ-2 学校行事

学校行事は、「全校または学年の児童で協力し、よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養いながら、多様な他者と協働する力や人間関係をよりよく形成する力を養う」ことを目標としています。様々な学校行事に対して、児童がその意義を理解し、目標や課題をもち、主体的に参加出来るようにします。そして、実践を振り返ることで、自他のよさに気づいたり、互いに認め合ったりして、一人一人が成長していけるよう、支援していきます。



Ⅱ-3 特別活動

いじめを未然に防止するためにも、子どもたちが、学校生活を楽しくしたり、互いを認め合ったりする活動が進められるようにします。学級活動や委員会活動、クラブ活動の時間を活用し、子どもたちが創造的なアイデアを生かして、主体的に活動できるよう、支援していきます。



Ⅲ 早期発見のための方策



いじめは、「どの児童にも、いつでも起こり得る」ものであることを強く認識し、対応していきます。

そのために、小針小学校では、以下のような方策を年間通して実践していきます。

Ⅲ-1 児童の意識・実態調査

- 児童の「こころアンケート」を年3回（6・10・1月）行います。
（家庭に持ち帰って実施）
- 児童との面談「教育相談週間～さわやかタイム～」を年3回行います。（こころアンケート後）

Ⅲ-2 児童理解と職員研修

- 年度初め、長期休業後、週に1回の職員打ち合わせ前に、全職員による児童の情報交換会を開き、気になる児童の様子を共有します。
- 全職員が休み時間や清掃指導の時間に「表情のすぐれない児童」「気になる動きや関わりをしている児童」「気になる会話や行動」などがあつたら、その場で声をかけ指導します。そして、すぐに生活指導主任、学年主任に報告、さらに校長・教頭への報告を行い組織的に対応していきます。

- 職員研修では、文部科学省・国立教育政策研究所の資料等を活用して、いじめに関する自己点検を随時行っていきます。また、職員間で気になる児童への対応やよりよい学級作りのために実践していることを情報交換し、学び合います。

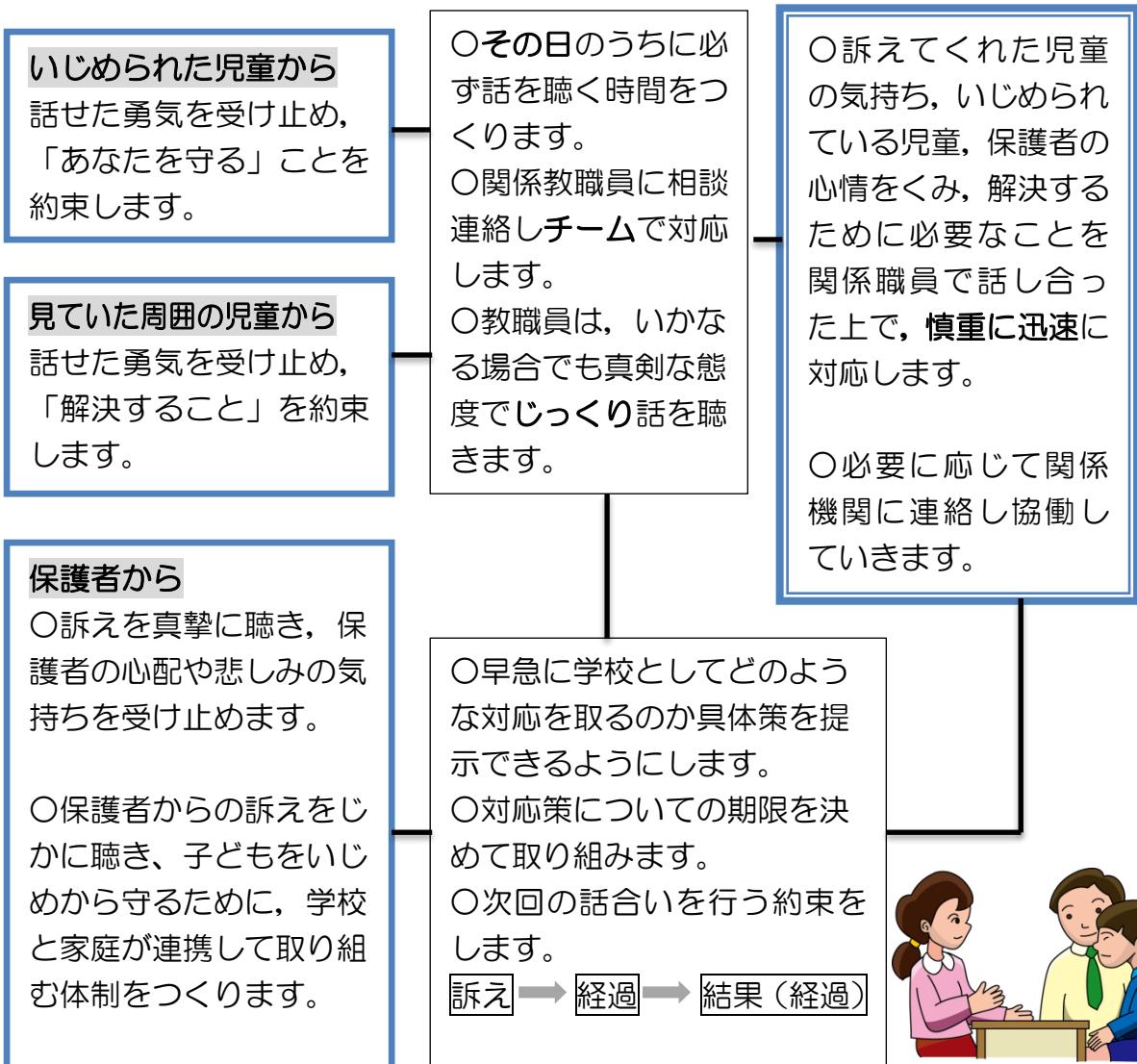
IV 相談体制の整備

IV-1 教育相談


- 学級担任は、「教育相談週間～さわやかタイム～」
(年3回)に、1対1で全児童との教育相談を実施します。




IV-2 いじめの訴えがあったときの教育相談



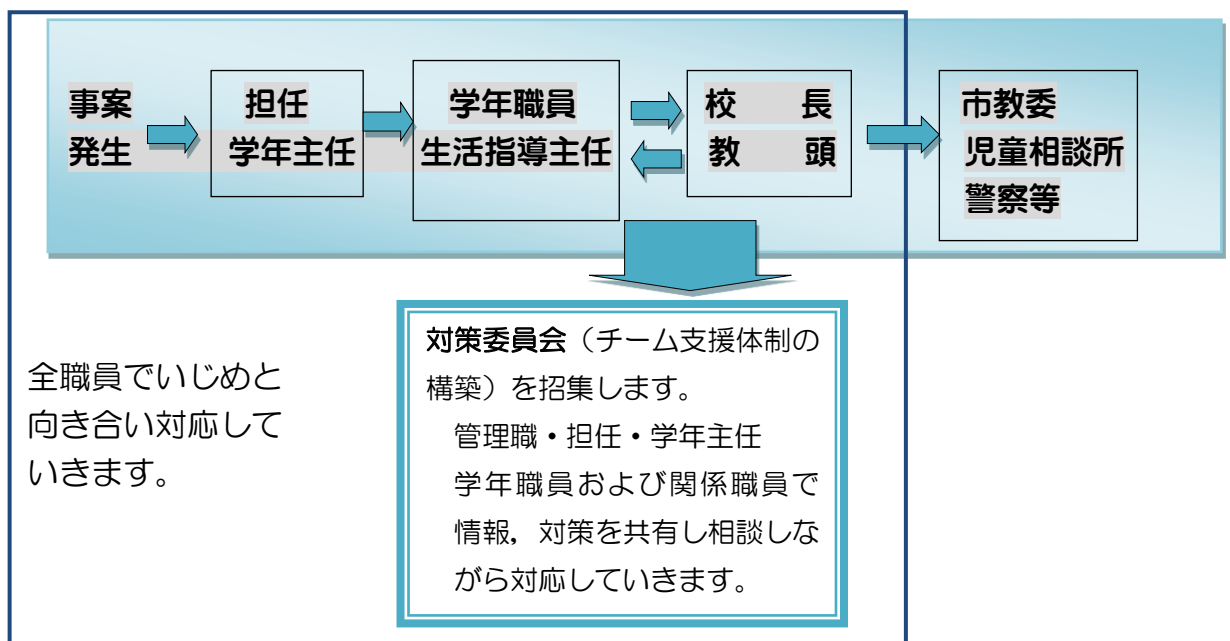
IV-3 いじめが発生した場合の対応例

いじめられた児童への対応例	いじめた児童への対応例
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>いじめが発生した場合、すぐに事実を確かめるため周囲の児童からも情報を収集し実態を正確に把握します。</p> </div>	
<p>① 必ず守るといふ学校の姿勢を理解させます。</p> <p>② 担任や養護教諭など誰かが必ず相談相手になること、一人で悩まないことを指導します。</p> <p>③ 児童に共感的に話を聴きます。</p> <p>④ 専門家、外部機関との連携も行っていきます。</p> 	<p>① いじめられた児童の心理的、肉体的苦痛を十分に理解するまで説き、いじめは許されないことを分からせるよう指導します。</p> <p>② 何がいじめなのか、いじめの定義や内容を理解させます。</p> <p>③ いじめた児童の家庭や地域の状況、人間関係など広く児童理解を進めて丁寧に対応します。</p> <p>④ 場合によっては、教育委員会、相談センター、児童相談所、警察とも連携し対応します。</p>
<p>いじめられた児童の保護者への対応例</p>	<p>いじめた児童の保護者への対応例</p>
<p>① 話合いの機会を早急にもちます。</p> <p>② 学校が把握している事実を伝えると共に今後の指導について話し合います。</p> <p>③ 心理的な負担も考慮し、緊急的な連絡体制を学校と家庭で相談します。</p> <p>④ 学校での面談、家庭訪問を継続的に行い保護者と連携を図っていきます。</p>	<p>① 事実を正確に伝え、いじめられた児童、その保護者の気持ちを理解してもらいます。</p> <p>② いじめは、いかなる理由があっても許されないことを毅然と伝えます。</p> <p>③ 場合によっては、教育委員会、相談センター、児童相談所、警察とも連携し対応することを伝えます。</p>

両者に対して、継続的な指導を続けます。互いに理解し合い、よりよい関係を再構築できるよう全職員が指導に当たります。

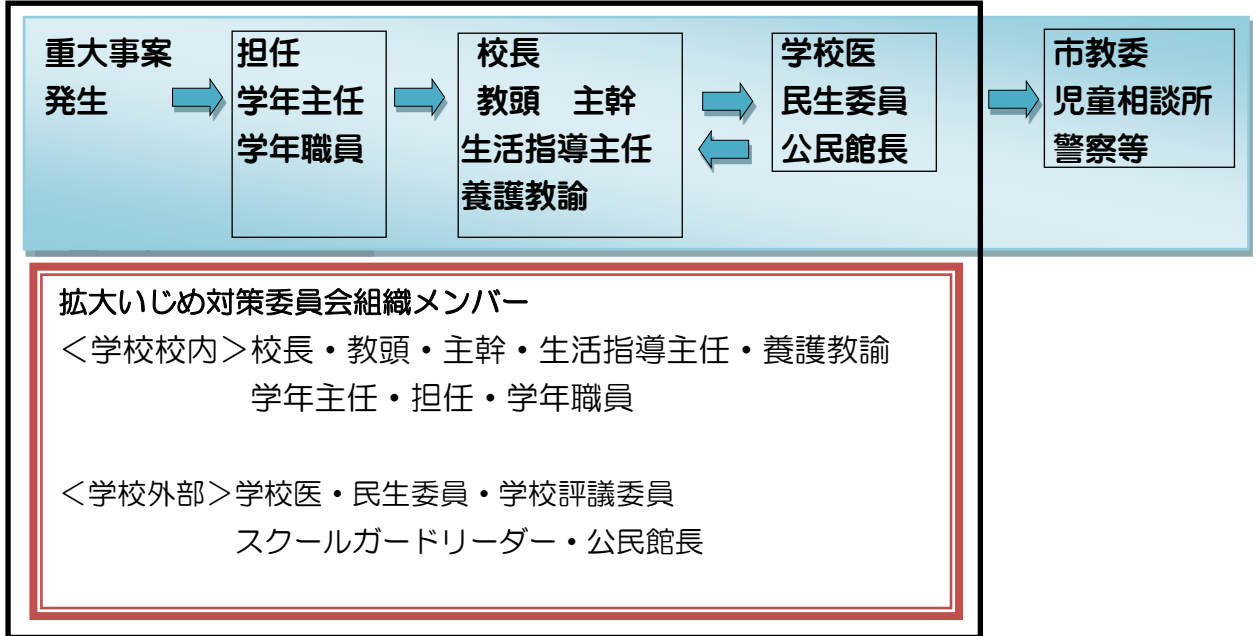
周囲ではやし立てている児童への対応例	見て見ぬふりをしている児童への対応例
<p>① はやし立てる行為は、いじめと同じであることを理解させ、いじめられている児童の心理的・肉体的苦痛を考えさせます。</p> <p>② はやし立てる行為を正当化する言動（「見てただけ」「自分だけじゃない」「自分はいじめてない」）は許さず毅然と指導します。</p> <p>③ 専門家、外部機関との連携も行っていきます。</p>	<p>① 見て見ぬふりをするのは、いじめに加担することにもつながることを考えさせ、指導します。</p> <p>② 今後、望ましい人間関係をつくっていけるよう互いの個性を尊重し、正しいことを正しいと言える勇気をもつよう繰り返し指導します。</p> 

IV-4 いじめを認知した場合の指導体制（※30年度変更）



いじめが発生した場合、全職員が当事者意識をもち指導していきます。また、迅速な対応をしていくため、即刻対応チームを組織します。

IV-5 重大事態のいじめを認知した場合の指導体制（※29年度変更）



重大事態のいじめ事案が発生した場合には、外部委員を加えた臨時の会議を即時開催し、問題解決の方針や対応について協議し、市教委等と連携を取り、対処します。

<重大事態の例>

- 自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより相当の期間欠席（30日程度）を余儀なくされる場合

V 事後の見守り

- 一定の解消後も3か月は、対象児童・集団の見守りを行い、生活指導主任に報告します。
- 進級・進学時に確実に引き継ぎを行います。

VI インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

VI-1 「ネット上のいじめ」とは

「ネット上のいじめ」とは、携帯電話やパソコン、あるいはインターネットにつながるゲーム機を通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示板などに、特定の児童の悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、メールを送ったりする方法により、いじめを行うものです。



このような「ネット上のいじめ」は、訴えがないと把握が困難です。小針小学校では、こうした「ネット上のいじめ」の特徴を理解し、児童・保護者・地域や関係諸機関等からの情報を真摯に受け止め、「ネット上のいじめ」の防止、早期発見・早期対応に努めていきます。

VI-2 「ネット上のいじめ」への対応



掲示板やブログ、プロフィール等への誹謗・中傷の書き込みなどの「ネット上のいじめ」が児童や保護者等からの相談などにより発見された場合は、児童へのケアを行うとともに、事実を確認し、教育委員会・警察等関係諸機関とも連携し被害の拡大を防ぐ取組を迅速に進めます。

VI-3 「ネット上のいじめ」の発生防止

児童に、インターネット等の利用に当たり、他人への影響を考えて行動することや有害情報への対応などの情報モラル教育を計画的に行っていきます。

また、匿名であっても重大事案については関係諸機関と連携をとることにより、明白になっていくこともあることを示していきます。

「ネット上のいじめ」を含むトラブル防止のため、生活指導便りによる保護者への啓発、学年の発達段階に応じて、情報モラルの学習を行います。

Ⅶ 啓発活動と保護者・地域との連携



小針小学校では、いじめへの対処方針、指導計画等の情報については、積極的に公表し、保護者等の理解や協力を求めるとともに、各家庭でのいじめに関する取組のための具体的な資料として役立ててもらえるように努めます。

学校においていじめを把握した場合には、速やかに保護者及び教育委員会に報告し、適切な連携を図っていきます。

また、実際にいじめが生じた際には、個人情報の取扱いに留意しつつ、正確な情報提供を行うことにより、保護者や地域住民の信頼を得るよう努めていきます。事実を隠蔽するような対応は許されないことを職員で共有しています。

おわりに

いじめは決して許されないことであり、児童にとって安全・安心であるべき学校であってはならないことです。

小針小学校の児童がこれまで通り、心豊かに、そして、地域を愛する心をもった子として、社会に羽ばたいていけるよう全職員で取り組んでいきます。

